

消費者支援ネット

# ニュースレター

〒400-0032

甲府市中央 4-3-19 桜商事ビル 3階

電話・FAX

055-269-7771

Mail [info@yamanashi-csnet.jp](mailto:info@yamanashi-csnet.jp)

## どんなマスクが良いの？

### 使い捨て（不織布）マスクの調査をしました。



- 少し前は、マスクが不足し、買うことも出来ず、困りましたが、最近は、多くのマスクが出回り、簡単に買えるようになりました。しかし、たくさんの種類があり「どんなマスクを買えば良いかわからない」という声が消費者から寄せられました。そこで、実際に購入して、特徴などについて調査しました。消費者のみなさんが日常生活の必需品となったマスクを購入する際の判断材料になればと思い、調査結果を報告します。 \* マスク着用と併せて他の感染防止対策もしっかり行ないましょう。

- 調査実施時期：2020年9月～10月。役員と活動委員を中心に、41種類を購入し、そのうち同じものを除いた35種類にしぼって、精査を行いました。

- 報告内容：1. 「どんな点を重視して購入したか」  
2. 「感染予防の為、気になる\*安全性表示と表示の裏付け（検査表示）の有無」

\* 「安全性表示」について：マスクは家庭用品品質表示法の対象外の為、実際の表示を点検し次の（1）、（2）を「安全性表示」としましたが、「目安」として参考にして下さい。

（1）PFE（微粒子のろ過効率）、BFE（咳、クシャミ、花粉などのろ過効率）、VFE（ウイルスのろ過効率）性能が表示され、その裏付けとして検査結果と検査機関が表示されていること。

（2）全国マスク工業会マーク表示があること（日本衛生材料工業連合会自主基準表示）。

（自主基準は同連合会のHP参照）の2点を調査しました。



1) マスクを購入する際、最も重視した点について（複数回答）。 35件中。

「性能表示（裏付けがある）：22件<約63%>」、「価格を考慮：19件<約54%>」の2つが他の項目に比べて重視されています。以下、「耳が痛くならない：7件」、「国産マスク及び自分に合ったサイズ：各5件」、「個包装されている及び息が苦しくない：各4件」という結果でした。

- 以上より、上位2点の、性能表示は「感染予防のための安心感」、価格考慮は「毎日使うための家計考慮」と思われます。価格については、「1枚当たり10円から149円」という幅がありました。

高価格のマスクは、マーク表示や安全性表示の裏付け以外に、付加価値（肌荒れ防止など）が強調されていました。他の項目は、自分にとってマスク着用で必要なことが重視されています。

また、全国マスク工業会マークの表示がある割合は約63%で、事業者も重視しているものと思われます。

- ◎ 「感染防止のためマスク着用」と行政や専門家の見解が報道されていますが、今回の調査で品質や表示等はバラつきがあることが分かりました。感染防止のために、誰にも良く分かる表示基準が求められています。今後は、マスクが家庭用品品質表示法の対象となるよう関係機関に求めていく必要があると思います。

2) 感染予防のため気になる安全性表示（PFE、BFE、VFE）と裏付け表示等について。35件中。

区 分	中国製	日本製	台湾製
(1) 3点の性能表示のあった25件の内訳	20件	4件	1件
・検査結果の裏付け有り 17件	13件	3件	1件
・検査結果の裏付け無し 8件	7件	1件	0件
(1) -1 全国マスク工業会マークの有無			
・マーク有り 18件	14件	3件	1件
・マーク無し 7件	6件	1件	0件
(2) 1～2点の性能表示のあった5件の内訳	2件	3件	0件
・検査結果の裏付け有り 4件	1件	3件	0件
・検査結果の裏付け無し 1件	1件	0件	0件
(2) -1 全国マスク工業会マークの有無			
・マーク有り 3件	0件	3件	0件
・マーク無し 2件	2件	0件	0件
(3) 性能表示の無かった5件の内訳	5件	0件	0件
(3) -1 全国マスク工業会マークの有無			
・マーク有り 1件	1件	0件	0件
・マーク無し 4件	4件	0件	0件
(4) 製造国割合 (1)(2)(3)合計	27件 : 77%	7件 : 20%	1件 : 3%

◆全体の77%を中国製が占めています。しかし、中国製は(1)～(3)合計で、裏付け有りは14件で約52%、約半数が性能検査を行っていない、マーク表示有りも少なく(56%)、やや心配です。購入の際は、表示を良く確かめましょう。日本製はどちらも7件中6件で表示しています。



やまなし消費者支援ネットからの  
重要なお知らせです。

◇内閣総理大臣認定「適格消費者団体認定申請」を8月26日に行い、10月2日から16日まで申請書類の公告（第3者への縦覧）が消費者庁ウェブサイトで下記のように実施されました。

◇消費者契約法第15条1項の規定に基づく公告◇

令和 2年10月 2日 消費者庁長官 伊藤 明子

「定款」、「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して行っていることを証する書類」、「差止請求関係業務に関する業務計画書」、「差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類」、「業務規程」、「役員、職員及び専門委員について氏名、役職及び職業を記載した書類」、「法人の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別を記載した書類」、「経理的基礎を有することを証する書類」、「差止請求関係業務以外の業務を行う場合における業務の種類及び概要を記載した書類」。

※現在、上記以外の書類を含めて、申請書類の点検を受けています。

